

温室効果ガス排出量検証報告書

株式会社高島屋 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社高島屋が作成した「2021年度 GHG 排出量算定報告書」(以下、「算定報告書」という。)に記載された 2021 年度の温室効果ガス(GHG)排出量が、同社により作成された「高島屋 GHG 排出量算定ルール Scope1,2<2022年9月19日制定>」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。

検証の目的は、算定報告書の 2021 年度(2021年4月1日~2022年3月31日)の温室効果ガス排出量を客観的に評価し、同社の温室効果ガス排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は Scope1、Scope2 のエネルギー起源 CO2 排出量であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量の 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は株式会社高島屋及び関連会社、グループ会社における 143 拠点(国内 134 拠点、海外 9 拠点)を対象とした。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括検証を実施した。その後、サンプリングにより高島屋京都店(本館)、高島屋横浜店(本館)、高島屋新宿店(タイムズスクエアビル)、高島屋日本橋店(本館)の 4 拠点にて現地検証を実施した。現地検証では、各拠点における算定対象範囲の確認、排出源及びモニタリングポイントの確認、算定・集計体制の確認、活動量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定は株式会社高島屋が行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書の 2021 年度の温室効果ガス排出量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任は株式会社高島屋にあり、温室効果ガス排出量検証の結論に関する責任は当機構にある。株式会社高島屋と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田 純 男

